

令和5年年末交通事故防止 県民総ぐるみ運動の実施について

- 実施期間
令和5年12月1日（金）から12月10日（日）までの10日間
- スローガン
『運転は ゆとりとマナーの 二刀流』
- 運動の重点
 - ・ 歩行者の安全な通行の確保
 - ・ 高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止
 - ・ 飲酒運転等の根絶
 - ・ 自転車の安全利用の推進

歩行者、自転車乗車中の方が交通事故によって亡くなる痛ましい事故が後を絶ちません。

夕暮れ、夜間に外出する際には、LEDライトや反射材用品を活用し、ドライバーに自身の存在を早く見つけてもらえるように自己防衛に努めましょう。

自転車事故による致命傷は頭部が最も多く、乗車用ヘルメットの着用が被害を軽減するためにも効果的です。乗車用ヘルメットを着用しましょう。

年末における犯罪抑止活動の推進

- 広島県では特殊詐欺が多発しており、これから年末に向けて、不審電話の増加も予想されるほか、金融機関やコンビニエンスストアを対象とした強盗、ひったくりや車上ねらい等の街頭犯罪の発生も懸念されます。
- 犯罪から身を守り、清々しく新年を迎えるためにも地域ぐるみの声掛けや防犯対策が大切です。
- 地域一帯となって、安全安心を実感できるまちづくりを進めましょう。



世羅警察署 だより



県警メールマガジン
二次元コード

訪問購入のトラブルに注意

訪問購入とは、消費者の家を業者が訪問し、貴金属やブランド品などを買取るもので、特定商取引に関する法律により規制されています。

1 不招請勧誘の禁止

飛び込み勧誘は禁止（単純な査定要請は、該当せず）、査定依頼があっても査定を超えた勧誘は禁止。

2 勧誘目的の明示

勧誘に先立って、事業者名や勧誘する物品の種類などを明示しなければならない。

3 再勧誘の禁止

一度取引を断った消費者への再勧誘は禁止。

4 書面の交付義務

物品の種類や特徴、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフに関する事項などが記載された書面を交付しなければならない。

5 引渡しの拒絶

消費者は、クーリング・オフ期間中、物品の引渡しを拒むことができる。

6 クーリング・オフ

書面交付から8日以内であれば、消費者は無条件で契約の申込み撤回や契約解除が可能。

『**買い取ってもらうつもりもない物まで
無断で持って帰られた。**』

などの情報が寄せられています。

☆トラブルに巻き込まれないために☆

- ・ 条件を満たせばクーリング・オフは可能ですが、渡した物が確実に戻る保証はありません。
- ・ 業者の来訪の際には、一人に対処せず、家族や近所の人に同席してもらうようにしましょう。

運転免許証の条件解除について

運転免許証に「眼鏡等」の条件が付いている方で、レーシック等の手術により視力が回復された方は、条件を解除することができます。

そのためには、

- 1 運転免許証の更新手続きの際に併せて解除
- 2 条件の解除申請手続きのみを行う

といった方法があります。

運転免許センター又は、お住まいを管轄する警察署（免許業務を行っている警察署に限る、世羅町にお住まいの方は世羅警察署）で視力検査を行い、所定の基準に合格すれば条件を解除します。

ゾーン30について

ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施している区間のことです。

その他、安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度規制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

町内には、世羅高校などがある学園通りを中心とした「本郷地区」が設定されています。

学園通りには、カラー舗装がなされており、この舗装は、歩道が設置されていない道路における歩行者が通行するための路側帯をわかりやすく表示したものです。

車両の離合のためにやむを得ず立ち入ることを禁止したものではありませんが、通行に際しては歩行者等への十分な配慮をお願いします。